石川　保　衛藤　祐　草野　醸二
原田　和久　渡邉　紘一
瑞宝双光章を授ける（各通）
瀬戸　利　村上　優一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月七日）
礒崎　薫　野宮　正行
瑞宝小綬章を授ける（各通）
村野　克己
瑞宝双光章を授ける

（大阪府警部）　岸本　昭　芳賀　豊
備前　和樹　山下　兼利
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月八日）
（海上保安官）　荻野　和之
瑞宝小綬章を授ける
工藤　正義　末冨　文佳　長島　榮一
瑞宝双光章を授ける（各通）
瑞宝単光章を授ける（以上七月九日）　前田　博美
岸　智
瑞宝双光章を授ける（七月十一日）

官庁報告

官庁事項

北陸地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年八月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長　髙松　諭

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　八号
㈢　占用を制限する区域　区域
㈣　制限の対象とする占用物件　高岡市北島字御蔵三番二六から同市北島字御蔵三番一まで　備考　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥　占用の制限の開始の期日　令和七年八月十六日
㈦　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の四第一項の規定により施行していた二級河川の特定河川工事を次のとおり完了したので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十条の八第一項の規定により公示する。

令和七年八月十五日

一　河川の名称　南志見川水系南志見川
二　区間　左岸　石川県輪島市小田屋町地先
　　右岸　石川県輪島市里町地先
三　工事の内容　災害復旧事業に関する工事として行う河川管理施設の応急復旧等
四　工事完了の日　令和七年八月七日

公　告

国指定野付半島・野付湾鳥獣保護区野付半島・野付湾特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律88号）第29条第４項において準用する同法第28条第６項の規定に基づき、下記により公聴会を開催しますので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第79条第１項の規定により公示します。

傍聴希望者は、あらかじめ北海道釧路市幸町10－３釧路地方合同庁舎４階　釧路自然環境事務所（電話番号0154－32－7500）へ御連絡ください。

なお、詳細については、同事務所へお問い合わせください。

令和７年８月15日　環境大臣　浅尾慶一郎

記

１　日時　令和７年９月５日（金）13時30分から15時30分まで
２　場所　生涯学習センター（みなくる）会議室
２　北海道野付郡別海町別海旭町149番地１
３　案件　国指定野付半島・野付湾鳥獣保護区野付半島・野付湾特別保護地区の指定について

国指定宍道湖鳥獣保護区宍道湖特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律88号）第29条第４項において準用する同法第28条第６項の規定に基づき、下記により公聴会を開催しますので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第79条第１項の規定により公示します。

傍聴希望者は、あらかじめ岡山県岡山市北区下石井１－４－１　中国四国地方環境事務所（電話番号086－223－1561）へ御連絡ください。

なお、詳細については、同事務所へお問い合わせください。

令和７年８月15日　環境大臣　浅尾慶一郎

記

１　日時　令和７年９月11日（木）14時00分から16時00分まで
２　場所　鳥取県米子市東町124－16　米子地方合同庁舎４階会議室
３　案件　国指定宍道湖鳥獣保護区宍道湖特別保護地区の指定について

国指定湯湾岳鳥獣保護区湯湾岳特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律88号）第29条第４項において準用する同法第28条第６項の規定に基づき、下記により公聴会を開催しますので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第79条第１項の規定により公示します。

傍聴希望者は、あらかじめ沖縄県那覇市樋川１－15－15　那覇第一地方合同庁舎１階　沖縄奄美自然環境事務所（電話番号098－836－6400）へ御連絡ください。

なお、詳細については、同事務所へお問い合わせください。

令和７年８月15日　環境大臣　浅尾慶一郎

記

１　日時　令和７年９月11日（木）14時00分から16時00分まで
２　場所　鹿児島県大島郡大和村思勝477－１　大和村防災センター
３　案件　国指定湯湾岳鳥獣保護区湯湾岳特別保護地区の指定について